

名称変更及び追加指定

【 1 】

県指定重要文化財（昭和34年3月27日）

- 1 種 別 重要文化財（古文書）
- 2 変更前の名称及び員数 あしかがたかうじみぎようしよ 足利尊氏御教書 1通
- 3 変更後の名称及び員数 こうぼうじもんじよ 弘法寺文書 135通
- 4 所在地 瀬戸内市牛窓町千手
- 5 所有者 (宗) 弘法寺
- 6 制作年代 建長3（1251）年から明治4（1871）年
- 7 説明

せんずさん千手山弘法寺は奈良時代にほうおんたいし報恩大師が開いたとする伝承を持つ備前の古刹こさつである。中世には天台宗に属したと見られるが、寛文8（1668）年8月16日付けの「岡山藩主寺社奉行定書」には「邑久郡千手山弘法寺 真言宗」と書かれ、15の坊と末寺1寺の寺領が列記されている。明治8（1875）年には4院に併合され、現在は遍明院と東寿院の2院となっている。弘法寺練供養は昭和32（1957）年5月13日に県指定重要無形民俗文化財に、練供養ねりくように用いる被かぶりぼとけ仏や行道面ぎょうどうめんは平成12（2000）年3月28日に県指定重要文化財（彫刻）に指定されている。

弘法寺の所蔵にかかる文書については、昭和34（1959）年3月27日に「足利尊氏御教書」が岡山県指定重要文化財に指定されているが、この外にも建長3（1251）年11月付けの「備前国豊原庄政所下文」びぜんくにとよはらしょうまんどころくだしづみを始め、鎌倉時代から明治初年にかけての文書が数多く残されている。これらは地方有力寺院の経営実態や、近隣住民からの厚い信仰の様相を窺わせるものであり、中近世の備前の歴史を伝える貴重な史料である。浦上氏や宇喜多氏等、戦国時代に勢力を有した武将や、池田光政以降の17世紀以後の岡山藩からの文書が含まれる点も注目に値する。

【名称変更及び追加指定】

【1】 弘法寺文書 135 通

豐原清原殿所下
平季寺住僧所
可令早先除檢斷使事
右宿寺者報其人所遺龜觀音菩薩之靈
驗用是於宿所下所創寺奉始一院波清原
領家預所興福所祈禱勤仕之因茲改檢斷使
寺玉宿院署年入者難然其無犯致害
重科者自院內子細玉宿院可中令申意
波細之下宿者念先降夢仍之亦申存月
白之狀如件故下
遠長三年六月 日
政司局元年